

三豊市農業委員会 4 月定例総会議事録

令和 5 年 4 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 4 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 0 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 讓	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 省三	ー
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

5 番	近藤 康正	○	9 番	豊嶋 秀公	○	25 番	獅々堀英明	○
36 番	石川 雅廣	ー	39 番	矢野 篤	○	55 番	吉久 彰人	○
57 番	河津 修司	○	61 番	安藤 徹雄	○			

2. 署名委員

1 0 番 糸川 正
1 9 番 組橋 進

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 大井 要平
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の件について
議案第 9 号 三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第 1 0 号 三豊市農業委員の辞任について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会4月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今年に入りまして、コロナの方はやっと落ち着いてきたかと思えます。最近雨が多く、農業をされている委員さんにおいてもなかなか田んぼに入れない状況かと思えます。本日は大変お忙しい中、4月の定例総会に参加頂きありがとうございます。また、我々の任期も2年目に入りました。4月26日には農地利用最適化推進委員研修会が行われます。今後の取り組みについて研修が行われますので、どうぞ出席の方をお願いいたします。今日の議案はそう多くはございませんが、スムーズに議事進行が行えますようご協力をお願い致します。よろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり議席番号6番 近藤 省三委員よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染警戒対策期」であることを受け、引き続き、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会4月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号10番 糸川 正 委員、議席番号19番 組橋 進 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号20号を朗読 〕

以上20件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号20号の20件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号4号を朗読 〕

以上4件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の4件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。9ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号7号を朗読 〕

以上7件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります。農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくご報告申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明します。譲渡人が高齢のため売買の話となりました。譲受人は兼業農家です。申請地は、十分に管理されており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくご報告申し上げます。

8番 番号2号について説明します。譲受人が、住宅用地を探しており、宅地と隣接していた申請地も購入することとなりました。申請地で、家庭菜園を行うそうです。周辺地域への問題もありません。ご審議よろしくご報告申し上げます。

番号3号について説明致します。申請地は綺麗に管理されており、購入後は野菜を作付けするそうです。周辺農地 への問題もありませんのでご

審議お願い致します。

2 番 番号4号について説明させていただきます。譲渡人と譲受人は近所です。両者で話し合っただけで今回の話がまとまりました。譲受人は所有の農地を全て管理しており、なんの問題もないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

1 3 番 番号5号について説明します。譲受人は、家庭菜園を始めたいと思ひ、譲渡人に相談したところ話がまとまりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

1 4 番 番号6号について説明します。譲受人は水稲とブドウを栽培しております。申請地は綺麗に管理されており、周辺への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。

1 9 番 番号7号について説明します。譲受人の経営規模拡大のため今回の話がまとまりました。申請地は綺麗に管理されており周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号の7件は、適当と認めます。次に進ませさせていただきます。11ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号5号を朗読]

なお、農地区分は番号2号、番号3号及び番号5号の一部につきましては国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号2号、番号3号は、申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他一時的な理由に供するために行うものになり、不許可の例外に該当します。また番号5号は、第1種農地の面積が104㎡であり、合わせ利用地を含めた全敷地面積の3分の1以内となり不許可の例外に該当します。その他は全て第2種農地でございます。

ます。以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

8 番 番号2号について説明します。業務用地の農地改良を行うための、一時転用の申請です。周辺地域への問題もありません。ご審議よろしくお願ひ致します。

9 番 番号3号について説明させていただきます。3枚の田を1枚にする計画で農地造成を行うもので、一時転用の申請です。周辺農地への問題もありませんので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。15ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号8号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」をご説明させていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号8号を朗読]

なお、農地区分につきましては、全て第2種農地です。以上8件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

5 番 番号1号について説明いたします。借人が資材置き場を探しており、相談したところ話がまとまりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思

われます。ご審議よろしくお願ひします。

2 番 番号4号について説明いたします。譲渡人が農地を手放したいと考えていたところ、今回の話がまとまりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまふ。ご審議よろしくお願ひします。

14 番 番号6号について説明をいたします。譲受人が施設を建てるための申請です。住宅地の中ですが、周辺への影響もなく問題ないと思われまふ。ご審議よろしくお願ひします。

16 番 番号7号について説明いたします。譲受人がアパート経営をしたいと考えており、そのための申請です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまふ。ご審議よろしくお願ひします。

17 番 番号8号について説明いたします。譲受人は、店舗を経営しており、イベント開催時の駐車場を探しており、今回の話がまとまりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまふ。ご審議よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませぬか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようございませぬので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号について、お諮りいたします。ご異議ありませぬか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めまふ。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号の8件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。18ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めまふ。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」ご説明申し上げます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませぬのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませぬか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようございませぬので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ござい

ませぬか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めまふ。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可することと致しまふ。次に進ませさせていただきます。19ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めまふ。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号から番号4号を朗読]

よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願ひします。

11 番 番号1号を説明いたします。位置図と公図をご覧下さい。申請地は20年以上前から耕作されておらず、原野化しております。非農地通知が妥当だと思われまふ。問題ないと思われまふので、ご審議よろしくお願ひします。

番号2号を説明いたします。位置図と公図をご覧下さい。番号1号と同様の内容になります。問題ないと思われまふので、ご審議よろしくお願ひします。

18 番 番号3号を説明いたします。位置図と公図をご覧下さい。現地を確認したところ、申請地を含む周辺一帯は畑として耕作されておらず木々が生い茂っており、原野化しております。非農地通知が妥当だと思われまふ。問題ないと思われまふので、ご審議よろしくお願ひします。

20 番 番号4号を説明いたします。位置図と公図をご覧下さい。現地を確認したところ、山林化しており農地としての復元は難しいと思われまふ竹非農地通知が妥当だと思われまふ。問題ないと思われまふので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませぬか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようございませぬので、議案第7号「非農地通知の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませぬか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めまふ。よって議案第7号「非農地通知の件について」は番号1号と番号4号の4件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付すること

とさせていただきます。次に進ませて頂きます。21ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題と致します。事務局の説明をもとめます。

事務局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。21ページから55ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数68件、面積11.5ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては56ページから66ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は18件であり、面積は5ヘクタールとなっております。以上利用権の設定86件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は86件すべて適当と認め決定と致します。次に進ませていただきます。67ページをお開きください。議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」議題と致します。事務局の説明をもとめます。

事務局 議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」説明させていただきます。

[議案第9号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、承認

することと決定をいたします。68ページをお開きください。議案第10号「三豊市農業委員の辞任について」議題と致します。事務局の説明をもとめます。

事務局 議案第10号「三豊市農業委員の辞任について」説明させていただきます。

[議案第10号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第10号「三豊市農業委員の辞任について」をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 議案第10号「三豊市農業委員の辞任について」は、同意することと決定をいたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農地の最適利用について（香川県西讃農業改良普及センター）
2. 令和5年度三豊市農林水産課補助事業関係について
3. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）
4. 令和4年度三豊市農業委員会事業実績について
5. 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について（意見聴取）
6. 農地利用最適化推進委員の業務について

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

7. その他

(1) 5月定例総会について

日 時 令和5年5月22日（月）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
5月8日(月)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：秋山 正伸	高瀬町：宮崎 和代
		山本町：大橋 正幸	財田町：堀江 博

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
4月26日(水) 午後1時30分～	農業委員・農地利用最適化推進 委員研修会	みとよ未来創造館 3階ホール

(4) 配布物

- ・三豊市農業委員会事務局職員名簿・事務分掌
- ・地域計画等の策定マニュアル ー農地の最適利用の推進に向けてー

閉 会 【 午後 3時30分】